\ 若狭町出身の学生の皆さん /

町へ帰ろう!

若狭町がみなさんの帰省 費用を応援します

【補助金対象者】

・町外で居住かつ大学等に在学し大学 等の就学以前に1年以上若狭町に住所を 有していた方

(大学等:学校教育法に基づく大学、 大学院、短期大学、高等専門学校、専 修学校、高等学校(福井県嶺南地域の高等 学校を除く))

【補助対象経費】

居住地から若狭町への帰省に要する経費 であって、次のいずれかに該当するもの。

- 鉄道の運賃
- 旅客船の運賃
- 航空機の運賃・
- 有料道路の料金
- 距離の乗合バスの運賃

【補助上限額】

1回5,000円

【交付回数】

1人4回まで/年度(4月分~3月分)

【申請方法】

町ホームページから、申請書をダウン ロードし必要事項を記入・押印の上、下 記必要書類を添付し、帰省日から30日 以内に若狭町 総合政策課へ提出してく ださい。(注)3月帰省分については翌 月の4月20日までに提出してください。

【必要書類】

- ①居住地(発)から若狭町(着)までの帰省にかかる 交通費を支払ったことを証明できる書類
- ※区間・日付・料金が確認できるもの (切符の写真等)
- ※若狭町へ帰省したことが証明できない場合 受付できない場合があります。

(近江今津駅や敦賀駅等は可)

- ②学生証又は在学証明書の写し
- ③振込先口座がわかるものの写し

※②と③の書類は同年度2回目~4回目の申請において は省略可 若狭町HP↓



若狭町総合政策課 〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央1-1 TEL: 0770-45-9112 E-mail: seisaku@town.fukui-wakasa.lg.jp

